

住宅借入金等特別控除の確定申告について

平成26年中に住宅を新築・購入・増改築をして、金融機関や勤務先から借り入れた住宅ローンの返済期間が10年以上である等、一定の要件に当てはまれば「住宅借入金等特別控除」を受けることができ、所得税が軽減されます。この特別控除を受けるには、新築し、居住を開始した翌年に所得税の確定申告をする必要があります。

●確定申告の場所・期間

○マロニエプラザ申告相談会場

- ▼期間 2月13日(金)～3月16日(月)の平日、及び2月22日～3月1日の日曜日
- ▼時間 午前9時～午後4時

○上三川町役場(3階申告会場)

- ▼期間 2月16日(月)～3月16日(月)の平日、及び2月22日(日)・3月7日(土)
- ▼時間 午前8時30分～午前11時、午後1時～午後4時



●申告に必要な書類等

- ①平成26年分の給与の源泉徴収票(原本)
- ②住民票の写し(平成27年1月1日以降に発行したもの)
- ③住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(2か所以上から借入れがある場合はすべての証明書)
- ④工事請負契約書又は売買契約書の写し(契約年月日・契約金額・契約者名・物件記載のページと収入印紙が添付してあるページが必要です)
- ⑤宇都宮法務局交付の最新の家屋の「登記事項証明書」(平成27年1月1日以降に取得したもの)
- ※権利証(登記済証)は登記事項証明書ではありません。
- ⑥印かん
- ⑦申告者名義の預金通帳口座番号

住宅敷地等の取得にかかる借入金がある場合

- ⑧宇都宮法務局交付の土地の「登記事項証明書」・土地の売買契約書の写し
- ⑨建築確認済証の写し、検査済証の写し、又は建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書

※⑧、⑨は該当する方のみ必要です。

▼問い合わせ先

税務課 住民税係 ☎9122

公的年金収入がある方の申告について(注意点)

高齢者の負担軽減のため、公的年金等(厚生年金、国民年金、共済年金等)の収入が、年400万円以下(複数の年金を受給している場合はその合計額)で、かつ、それ以外の所得が20万円以下であれば、所得税の申告が不要になりました。(住民税の申告は、公的年金以外の額が20万円以下の場合でも必要です。)

年金受給者には、1月に日本年金機構等から「公的年金等の源泉徴収票」が届きます。26年中の年金支給額が平成27年1月1日現在で65歳未満の方は108万円以下、65歳以上の方は158万円以下なら、所得税の源泉徴収はありません。

また、町県民税については、収入が公的年金のみで、26年中の年金支給額が65歳未満の方は98万円以下、65歳以上の人は148万円以下なら、課税されません。ただし、以下の場合は申告が必要になりますのでご注意ください。

- (1) 秋に年金機構等から送付された「扶養親族等申告書」に扶養親族、障がい者、寡婦または寡夫の記載をしなければ、又は申告書を提出しなかった場合
- (2) 医療費控除・生命保険料控除・地震保険料控除・社会保険料控除(年金天引以外)・雑損控除・寄付金控除等の所得控除を受ける場合および扶養控除・障がい者控除・寡婦寡夫控除の変更がある場合
- (3) 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている控除を受ける場合

※申告をしないと、所得税・町県民税の税額計算に反映されません。

▼問い合わせ先

税務課 住民税係 ☎9122

軽自動車税の 税率が変わります

平成26年度税制改正および町税条例の改正により軽自動車税の税率が次のとおり改正されます。

原動機付自転車など

表1の①改正後の税率が平成27年度から適用されます。

▽表1 原動機付自転車等

車種区分		現行年額	①改正後の年額 ※H27年度分から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	三輪以上のもの	2,500円	3,700円
軽自動車 二輪のもの	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円

軽自動車

○平成26年度以前に所有している車や中古車を取得した場合には表2の②現行の税率が適用されます。

（税額の変更はありません）

○平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両を取得した場合には表2の③改正後の税率が平成27年度から適用されます。

○平成28年度分からは、最初（新車）の新規検査から13年を経過した車を所有している場合には、表2の④重課税率が適用されます。

▽表2 軽自動車

車種区分		②現行年額	③改正後の年額 ※H27年度分から	④重課税率 (年額) ※H28年度分から
三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上のもの	乗用のもの	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円
	貨物用のもの	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円

▼問い合わせ先
税務課 納税係
☎(56) 9121

国民年金

新成人のみなさんへ 20歳になったら国民年金

国民年金は、老後やいざというときの生活を、現役世代みんなで支えよつという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや病気・ケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

●将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため安定して、年金の給付は生涯にわたって保障されます。



●老後のためだけのものではありません

〈障害基礎年金〉

病気や事故等で重い障害が残ったときに受け取ることができる年金です。受け取るためには、納付の要件や障害の程度について年金機構の審査があります。

〈遺族基礎年金〉

加入者が亡くなった場合、その人により生計を維持されていた遺族（18歳未満の子のある配偶者）「18歳未満の子」が受け取ることができる年金です。受け取るためには、納付月等の要件があります。

●保険料の納付が困難な場合は「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」がありますので、ご相談ください。

▼問い合わせ先

●保険課 高齢者年金係

☎(56) 9129

●宇都宮西年金事務所

☎028(622)4281